

危険物保安監督者の選任または解任の届出

- 1 届出には次の書類を添付してください。
 - (1) 危険物取扱者免状（甲種または乙種）の写し
免状の種類が、届出に係る製造所等の危険物を取り扱うことができる種類の免状であることを示すために添付が必要です。
 - (2) 実務経験証明書（6か月以上）
 - ア 実務経験は、危険物製造所等での実務経験に限られるものですが、危険物取扱者免状取得後の実務経験のみに限られるものではありません。
 - イ 設置者の異なる数か所の危険物製造所等での実務経験であっても、合計して6か月以上あれば差し支えありません。ただし、この場合の実務経験証明書は、複数（各設置者が証明者）となります。
 - ウ 証明者の押印は、必要ありません。
 - エ 平成元年3月までに乙種危険物取扱者免状の交付を受けた方は、受験資格として6か月以上の実務経験が求められていたので、改めて証明書の添付を必要としません。
- 2 届出に係る保安監督者が、他の製造所等の保安監督者を兼任しているときは、届出に係る製造所等の規模、位置等からみて、現実に危険物の取扱作業に関して保安の監督ができる範囲内にある必要があります。
このため、届出に係る製造所等の所在地、本人の職務上の地位、作業内容等を確認し、適切な保安監督者を選任してください。
- 3 解任の届出について、届出に係る製造所等を廃止する場合や、危険物の品名、数量または指定数量の倍数の変更等により選任義務がなくなる場合は、提出を必要としません。